

「あおり運転」禁止の再徹底

(警察庁から都道府県警察に通達)

平成29年11月8日付、セーフティ通信第1280号で「あおり運転の根絶」をお願いしているところでありますが、平成30年1月16日付で、警察庁から各都道府県警察に対し、いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対する厳正な捜査の徹底をはじめとした諸対策を積極的に推進するよう通達が発出されております。

これは、平成29年6月に神奈川県内の東名高速道路で「あおり運転」等の悪質・危険な行為を原因とする悲惨な交通死亡事故が発生したほか、全国的に同様の事案が大きく報道されたことから、警察庁では、こうした「あおり運転」等の危険な運転を抑止するため各都道府県警察に通達したものであります。

通達では、

- 1 悪質・危険な運転に対する厳正な捜査の徹底
- 2 悪質・危険な運転者に対する行政処分の実施
- 3 更新時講習等における教育の推進
- 4 安全運転管理者に対する講習における教育の推進
- 5 広報啓発活動の推進

「あおり運転」を認知した場合は、

道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪(妨害目的運転)、暴行罪などあらゆる法令を駆使して厳正な捜査の徹底を期すこと。

「未然に防止」するためには、

車間距離不保持、進路変更禁止違反、急ブレーキ禁止違反等の道路交通法違反について、積極的な交通指導取締りを推進すること。

「こうした行為を行った者」に対しては、

点数制度による処分に至らない場合であっても、「危険性帯有」による運転免許の停止など行政処分を厳正に行うこと。

以上の内容となっており、我々はプロのドライバーとして一般車両の模範となる運転をすることは勿論、車体が大きいことから、チョットした動きが一般ドライバーに恐怖を与え、前車に接近したことにより、「あおり運転」と思われます。車間距離は、3～4秒間とっていただき、適正な運転をしてください。